



令和4年 (2022年) 12月 28日 (水)

No. 15807 1部377円 (税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会
東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)
郵便番号 104-0061
[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3535-5347

近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4
(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <https://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆アセアン知財情報の歩き方(上)～地理的かつ発展
段階の拡がりの中で刻々変化する知財情報への窓口～ (1)

☆フラッシュ(特許庁人事異動)…………… (12)
☆年末・年始の休刊について…………… (12)

アセアン知財情報の歩き方(上)

～地理的かつ発展段階の拡がりの中で刻々変化する知財情報への窓口～

正林国際特許商標事務所
星野 和男

ミャンマーは、日本からの企業進出・投資対象として、かつてベトナムに次いで大いに着目されていた。現在は、当時のような日本全体の勢いは失速。さらに、日本の約2倍の国土と半分の人口を有するミャンマーには、昨年2月の軍による国家制圧のクーデターの暗雲が依然として厚く垂れ込んでいる。

そんなミャンマーは、他のアセアン9か国から知財制度の整備という面で遅れを取っている。しかし、

商標法、意匠法、特許法が2019年に矢継ぎ早に成立し、さらに著作権法も改正された。著作権法に至っては、100年ぶりの改正となった。いずれの法律も施行時期は未だ定められていない。筆者は、以前に機会がありミャンマー知財庁の設立支援に4年間にわたり関与させていただいた。この壮大な国家プロジェクトに従事するのは、ミャンマー商業省の知財担当の方々だ。彼らの極めて熱意に溢れた真摯な取

官公庁、公益法人、国立大学、自治体等の契約実務・監査事務の担当者必携！
「財務省会計制度研究会報告の論点」など新たな動きを加筆。

官公庁契約法精義

日本大学総合科学研究所客員教授 元会計検査院第四局長 有川博 著

A5 版上製箱入 本体 13,000+ 税

2020

※お申し込みは…各都道府県官報販売所及び政府刊行物センターへ！



全国官報販売協同組合 〒114-0012 東京都北区田端新町 1-1-14 TEL 03-6737-1500 FAX 03-6737-1510 <https://www.gov-book.or.jp>